第十四条第三項の表市町村の項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

附則第四条の見出し中「令和七年度分」を「令和八年度分」に改め、同条第一項中「令和七年度に限り」を「令和八年度に限り」に、「四百億円」を「二千五百億円」に、「六百八十四億四千四百六十七万七千円」を「四百五十六億四千六百五十九万六千円」に改め、同項第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三号）」に改め、及び第三項」を削り、「令和七年度分」を「令和八年度分」に、「九百二十九億円」を「百五十四億円」に改め、同項第三号中「令和七年度」を「令和八年度」に、「二十五兆五千百七十八億四千六百四十万八千円」を「二十二兆六千百七十八億四千六百四十万八千円」に改め、同項第四号中「令和六年度」を「令和七年度」に、「二十八兆千百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十五兆五千百七十八億四千六百四十万八千円」に改め、同項第五号中「令和七年度」を「令和八年度」に、「三千七百七十二億五千万円」を「三千二百七十億円」に改め、同項第六号中「令和七年度分」を「令和八年度分」に、「二千四百六十億七千七百八万二千円」を「千四百十四億五千百八十八万二千円」に改め、同項第七号中「令和八年度」を「令和九年度」に、「四千三百九十三億九百五十万八千円」を「七百七十四億八千三百二十一万千円」に改め、同条第二項中「令和七年度分」を「令和八年度分」に改める。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「令和八年度」を「令和九年度」に改め、同条第二項中「令和八年度から令和三十四年度まで」を「令和九年度から令和三十一年度まで」に改め、同条第三項中「令和八年度から令和十四年度まで」を「令和九年度から令和十八年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	金額
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	五百九十九億円
令和十一年度	九百六十一億円
令和十二年度	九百六十一億円
令和十三年度	九十三億円
令和十四年度	九十二億円
令和十五年度	八十九億円
令和十六年度	八十九億円
令和十七年度	八十九億円
令和十八年度	八十九億円

附則第四条の二第四項中「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額」を削り、「令和八年度」を「令和九年度」に、「千四百十四億五千百八十八万二千円」を「千百八十八億七千百九十二万三千円」に、「令和九年度」を「令和十年度」に、「千三百八十二億四千二百七十二万五千円」を「千百八十八億七千百九十二万二千円」に改め、同条第五項中「令和八年度から」を「令和九年度から」に、「交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち四百四十九億百七十二万円及び」を「交付した額のうち、」に、「交付された額である」を「交付した額である」に改め、「、令和八年度にあつては同項に規定する合算額から四百四十九億百七十二万円を」を削る。

附則第六条第一項中「令和七年度」を「令和十一年度までの各年度」に改め、同項の表道府県の項中「五二〇」を「三三〇」に改め、同表市町村の項中「七六〇」を「六三〇」に改める。

附則第六条の二中「令和七年度から令和九年度までの各年度分」を「令和八年度分及び令和九年度分」に改め、「、令和七年度にあつては地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第八十三号）附則第二条の規定により算定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「令和五年度基金費の額」という。）から令和五年度基金費の額の百分の五十に相当する額を控除した額及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十一号）附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「令和六年度基金費の額」という。）の百分の五十に相当する額（以下この条において「令和六年改正法に係る令和七年度控除額」という。）の合算額を控除した額とし」を削り、「令和六年度基金費の額から令和六年改正法に係る令和七年度控除額」を「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十一号）附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「令和六年度基金費の額」という。）から令和六年度基金費の額に改める。

附則第七条の四の見出し中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同条中「令和七年度分」を「令和八年度分」に改め、同条第一号イ中「令和六年地方税法等改正法」という。）の下に「、地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号。以下この条において「令和八年地方税法等改正法」という。）」を加え、「という。）及び」を「という。）」に、「の施行」を「及び所得税法等改正法」という。）の施行」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ロ中「及び令和六年所得税法等改正法」を「、令和六年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ハ中「及び令和五年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法」を「、令和五年所得税法等改正法及び令和七年所得税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ニ中「震災特例法」を「令和八年地方税法等改正法、震災特例法」に、「及び令和六年所得税法等改正法」を「、令和六年所得税法等改正法及び令和八年地方税法等改正法、震災特例法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ホ中「及び令和四年地方税法等改正法」を「、令和四年地方税法等改正法及び令和八年地方税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ヘ中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ト中「及び令和六年地方税法等改正法」を「、令和六年地方税法等改正法及び令和八年地方税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号チ中「震災特例法」を「令和八年地方税法等改正法、震災特例法」に、「及び令和六年所得税法等改正法」を「、令和六年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号リ中「震災特例法」を「令和八年地方税法等改正法、震災特例法」に、「及び令和七年所得税法等改正法」を「、令和七年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ヌ中「及び令和六年地方税法等改正法」を「、令和六年地方税法等改正法及び令和八年地方税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ル中「震災特例法」を「令和八年地方税法等改正法、震災特例法」に、「及び令和六年所得税法等改正法」を「、令和六年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ヲ中「へまで」を「ホまで」に改め、同号イ中「震災特例法」を「令和八年地方税法等改正法、震災特例法」に、「及び令和七年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ロ中「及び令和六年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ハ中「及び令和六年地方税法等改正法」を「、令和六年地方税法等改正法及び令和八年地方税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ニ中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ホ中「震災特例法」を「令和八年地方税法等改正法、震災特例法」に、「及び令和六年所得税法等改正法」を「、令和六年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ヘを削る。

附則第九条の二中「令和七年度分」を「令和八年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「令和七年度分」を「令和八年度分」に改め、同条中「令和七年度に」を「令和八年度に」に、「、令和七年度震災復興特別交付税額」を「及び令和八年度震災復興特別交付税額」に、「令和七年度分」を「令和八年度分」に、「令和六年度震災復興特別交付税額」を「令和七年度震災復興特別交付税額」に、「千二百九億三千万千円」を「四百五十六億四千六百五十九万六千円」に改め、「及び二百四十億円」を削る。